平成２５年（フ）第１２１６１号
埼玉県川口市並木４丁目25―１―107
債務者　新井　　優
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１７１号
東京都青梅市河辺町４丁目15―７―211
債務者　永野田良一
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２５号
静岡県島田市若松町2660番地の４　若松ドミール202号室、旧住所静岡県島田市道悦４丁目２番９号　ｃｏｔｅ　ａ　ｃｏｔｅ　ｓｕｂ　A101号室
債務者　半田　英志
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２１６２号
東京都品川区戸越６丁目16―13―302
債務者　廣田　佳恵
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０３号
静岡県袋井市浅羽1669番地の１　ドヌール浅羽301号室
債務者　藤原　靖司
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１９７４号
横浜市鶴見区梶山２丁目31番12号　エコーハイツ梶山102号
債務者　金子智茂子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２００２号
川崎市川崎区渡田新町３丁目３番４―416号シティ川崎（前住所）
債務者　向後　香里
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８４号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1761番地214
債務者　長澤　　顯
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月27日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４３８号
川崎市多摩区生田７丁目17番６号
債務者　稲垣美津子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４６号
川崎市宮前区野川1011番地１　梶が谷ガーデンハウス505
債務者　橋本　育子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５８号
川崎市幸区河原町１番地　河原町高層アパート４―1403
債務者　閔　　金珠
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９０号
川崎市多摩区中野島６丁目６番28―301号
債務者　望月貴代美
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９９号
川崎市宮前区菅生６丁目19番９号
債務者　市原　敏哉
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５０５号
大阪府豊中市本町８丁目７番20号、申立時の住所川崎市麻生区上麻生３丁目５番18号　新百合ハイツＡ―203
債務者　佐藤　祐也
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１４号
川崎市宮前区平２丁目23番５―206号　市営住宅
債務者　今井　鍒二
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係